

飛騨市団体懇親会補助制度 Q&A

Q1. 補助金の申請書はどこで入手できますか？

A：飛騨市役所商工課窓口、神岡・河合・宮川振興事務所窓口、また飛騨市ホームページからダウンロード可能です。配布開始日は4/10頃を予定しています。

Q2. 補助金を申請するときに必要な書類は何ですか？

A：下記の書類が必要です。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 領収書等経費の支払いがわかるもの
- (3) 団体の規約の写し

⇒(3)がない場合は、補助金交付申請書に団体が立地する場所の区長の署名をもって替えることができます。

Q3. 補助金交付申請書の代表者名には、誰の名を記入すればよいですか？

A：規約に定める代表者をご記入ください。規約の無い場合は、補助金の振込先である通帳の名義人を代表者としてご記入ください。

Q4. 1名ごとの弁当等の購入経費とは、どのようなものを指しますか？

A：1名ごとに配膳される、若しくは持ち帰りできる弁当を指します。オードブル等、多人数で食べるものは対象となりません。

Q5. なぜオードブル等は対象とならないのですか？

A：多人数で1皿から取るような食事については、感染症防止の観点から補助対象外としております。

Q6. 補助率と補助金額の例を教えてください。

A： 例1 弁当 1,050円 × 20人 = 21,000円
日本酒 400円 × 20人 = 8,000円 … 計 29,000円
29,000円 × 2/3 (補助率) = 19,000円 (千円未満切捨て)

申請回数は1回です。対象期間中の複数回の飲食の場合はまとめて申請してください。

Q7. 「市内に本店を置く店舗から購入する」とはどのような店舗を指しますか。

A：市内の個人酒店や、仕出し料理屋等を指します。コンビニエンスストアや、高山に本店を置くスーパー、市外に本店を置くドラッグストアからの購入は補助対象となりません。

(パロー、A コープ、駿河屋等のスーパー、酒のボス、ドラッグストア、コンビニ等からの購入は補助対象外です)

Q8. 団体懇親会補助制度における「地縁団体」の定義を教えてください。

⇒行政区を中心とした組織を指し、行政区及びその構成組織と祭り関係団体となります。

従って行政区の枠を越えた団体や、趣味のサークル、同級会等は対象となりません。

※消防団の集会等については、特別職の地方公務員ですので対象となりません。